

人事院総裁 佐藤達夫 殿

日本学術会議会長 越智勇一

写送付先：国立大学協会長，公立大学協会長，日本
私立大学協会長，私立大学懇話会長，
日本私立大学連盟会長

国立大学教官ならびに研究公務員の待遇改善について（申入れ）

標記のことについて，本会議第407回運営審議会の議に基づき下記のとおり申し入れます。

記

1970年代の初頭にあって，科学・技術のあり方は根源から問われており，国民の生命と健康と生活を守り，わが国を平和国家・文化国家として発展させることに寄与すべきものとして，科学・技術の研究・教育・開発がすすめられるよう真剣な努力が要請されている。この場合，国民の福祉の増進のためには，いわゆる産業開発の「ひずみ」の防止・是正にとどまらず，より基本的な人文・社会科学を基盤とし，この上に立って自然科学の総力をあげて問題解決に取り組まなければならない。かように，従来の産業開発・経済伸展にもまして，科学者の国民に対する責務は一層重く，また国民の側からの科学者に対する期待も大きいと考えられる。

したがって，国民生活にとって，このように重要な意味をもつ科学・技術の研究・教育等に従事する者が，その自主性・創造性・批判的精神を発揮しうような研究・教育条件が保障され，安んじてその職務に専念できるような待遇が行なわれることが緊要である。

しかるに，このような意味での科学者の待遇は，依然，きわめて不十分であり，欧米に比べても低い。加えて年々あいつく物価高騰，とりわけ研究に要する図書，実験資材，学会参加等の必要経費の負担増大は，研究者の生計を著しく圧迫している。とくに，大学教員の場合は，助手を含めて，研究者としてのみならず，常に学生との人的接触をはからねばならぬという教育者としての職務の特殊性をも考慮して，思い切った給与の大幅引き上げが行なわれねばならない。このためには，教授1等級，助教授2等級，講師3等級，助手4等級といった職階制的な区分の維持が合理的であるかについても根本的に検討する必要があると考えられる。

研究公務員や行政職にある技術系職員に上位定数が少ないために，いわゆる頭打ちが多くなってきていることから研究意欲にも影響を及ぼしてきていることが指摘されており，ここでも職階制自体の再検討が必要とされている。

また，研究者が真に国民のための科学・技術者として創造的な研究活動を行ない 위해서는身分的な保障がなされることが必要であり，そのため研究公務員特例法のごときものの立法化が検討されることが望ましい。

なお，これまで本会議は，第53回総会における「行政機関の職員の定員に関する法律に関する声明」，第58回総会における「国立大学・国立試験研究機関等の定員問題についての申入れ」，第59回総会における「国立大学・国立試験研究機関等の第2次定員削減問題についての勧告」などで指摘してきたように，今日，大学学部学生数および大学院生数の増加にかかわらず，きびしい定員管理政策のため，研究・教育に必要な人員が，補助的職員および一般事務職員等を含んで，十

分に確保できず、研究・教育上重大な支障をきたしており、また非常勤職員問題、いわゆるオーバー・ドクター問題など深刻な事態が生じている。したがって、かような研究・教育上また科学の発展上ゆゆしい事態をもたらすこととなっている「定員削減」方針に対して、人事院としても政府の再考を促すよう配慮されたい。

さらに沖縄県の本土復帰に伴い国立大学教官となった者についても、従来多年苛烈な異民族支配のもとに困難な条件にめげず研究・教育にあたってきた労苦を思い、かつ復帰後もなお幾多の困難な状況におかれていることを考慮し、その給与の改善に格段の配慮が望まれる。

以上、今日、大学・研究機関等で研究・教育にあたるものの給与水準、給与体系・勤務条件などについて、官民格差調査に公務先導型の民間教育職種を含まないようにすることを含めて、全面的・根本的に、そして勿論、民主的に検討、改善されることが望まれると共に、当面、次の諸点について特に要望するものである。

- 1 教育職の初任給を大幅に引き上げ、初任給調整手当を本俸に組み入れること。その系別格差を解消し、額をいっそう引き上げること。教育職3等級の定数をふやし、助手の昇格を容易にすること。中堅層の給与のいわゆる中だるみを是正すること。助手（4等級）のいわゆる頭打ちを是正すること。なお、勤務年数、在級年数に比し昇格が著しくおくられている者の待遇改善をはかること。
- 2 大学院関係教官の俸給の調整額を引き上げ、その枠の拡大を図ること。
なお修士課程調整額を博士課程調整額と同率とすること。
また、助手については修士課程担当者についても調整額を認め、かつ同上とすること。
- 3 教授などの指定職の枠を大学院を持たない大学への拡張を含めて大幅に拡大すること。指定職甲への渡りも容易にし、給与の最高額を引き上げること。
- 4 実験施設のオペレータ、図書関係職員あるいは実質的に教育・研究に携わっている教務員など研究の補助的職員の格段の待遇改善を図ること。
- 5 研究職の給与は教育職俸給表(一)なみとし、当面、俸給の特別調整額は、その適用枠の拡大を行なうこと。
- 6 研究ならびに研究補助的職務を行なう者で、行政職俸給表の適用を受けているものについても、研究手当ないし学会出席旅費のごときものを含めて、その待遇改善について配慮すること。
- 7 住宅手当は実状に即して増額し、その支給対象の拡大を図ること。なお、研究者にふさわしい公務員住宅の飛躍的な増設が図られるよう努力すること。
- 8 高令者への昇給延伸措置を撤廃するよう検討すること。
- 9 沖縄県の本土復帰に伴い琉球大学に勤務する教職員の給与条件の改善について、学会出席旅費の増額、酷暑手当の新設などを含めて格段の考慮を払うこと。